

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 登録実用新案公報(U)

(11) 実用新案登録番号
実用新案登録第3230938号
(U3230938)

(45) 発行日 令和3年3月4日(2021.3.4)

(24) 登録日 令和3年2月9日(2021.2.9)

(51) Int.Cl. F 1
A 4 5 D 44/14 (2006.01) A 4 5 D 44/14 A

評価書の請求 未請求 請求項の数 5 O L (全 7 頁)

(21) 出願番号 実願2020-4720 (U2020-4720)
(22) 出願日 令和2年10月31日(2020.10.31)(73) 実用新案権者 519118843
山田 長利
福岡県太宰府市大佐野6丁目12番41号
(74) 代理人 100140006
弁理士 淵上 宏二
(72) 考案者 山田 長利
福岡県太宰府市大佐野6丁目12番41号

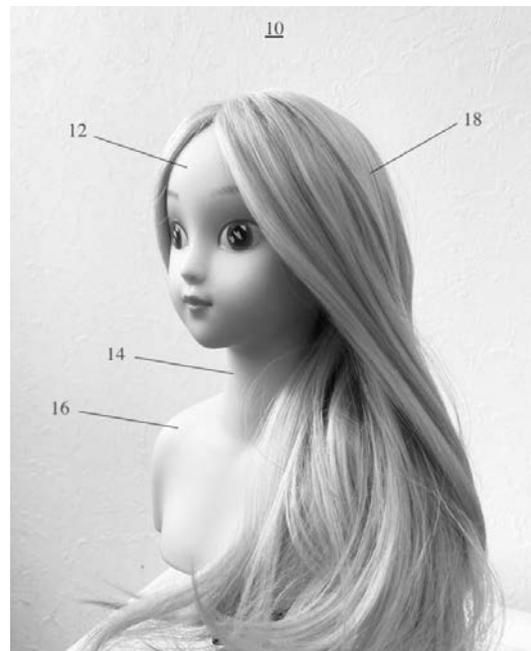
(54) 【考案の名称】ビューティーイメージ模型

(57) 【要約】

【課題】周囲に和やかな雰囲気を出すコミュニケーションツールとしての機能を向上させたビューティーイメージ模型を提供する。

【解決手段】ビューティーイメージ模型10は、女性の姿形を模造した頭部12、頸部14および肩部16を備え、頭部12には交換可能なウィッグ18を備え、ヘアスタイリングやメイクアップ、服飾などが融合した総合的なビューティーイメージを立体的に表現することができる。交換可能なウィッグ18はカット練習用としても経済性に優れ、また予め様々なヘアスタイルに整えられたウィッグ18を用意しておけば、カウンセリングの場において交換するだけで簡単にビューティーイメージを換えることができる。

【選択図】図1



【実用新案登録請求の範囲】**【請求項 1】**

女性の姿形を小さめに模造した頭部、頸部および肩部を備え、女性の身体の造作と比較して前記肩部が小さめに造形され、女性の顔の造作と比較して目は大きめに鼻と口は小さめに造形されていることを特徴とする、
ビューティーイメージ模型。

【請求項 2】

交換可能なウィッグを備える、
請求項 1 に記載のビューティーイメージ模型。

10

【請求項 3】

前記ウィッグが前記頭部に植設された毛髪を被覆するように装着される、
請求項 1 または 2 に記載のビューティーイメージ模型。

【請求項 4】

瞳を描画する位置の目安となるガイドが設けられている、
請求項 1 乃至 3 の何れかに記載のビューティーイメージ模型。

【請求項 5】

予め描画された瞳の中に桜または梅の花弁が描画されている、
請求項 1 乃至 3 の何れかに記載のビューティーイメージ模型。

20

【考案の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本考案は、メイクや服飾などの総合的なビューティーイメージを立体的に表現するための模型に関し、特にコミュニケーションツールとして用いることができるビューティーイメージ模型に関する。

【背景技術】**【0002】**

美容カウンセリングに用いられるカウンセリングツールの一つに、ヘアスタイルやカラーリングなどのモデル画像を掲載したスタイルブックがある。また近年ではスマートフォンやタブレットの液晶画面にモデル画像を表示させることも行われている。しかしながら、モデル画像は二次元の平面的なものであるため、髪のパリウム感や陰影といった立体的な要素が十分には表現されていない。そのため、ヘアスタイルやメイクアップを提供する側と受ける側との間で認識に差が生じることがあり、仕上がりに対して顧客が違和感を覚えることある。

30

【0003】

従来、子供用のおもちゃとして用いられてきたドール、ヘアカットの練習台として用いられてきたカットウィッグなどの立体模型をカウンセリングツールとして転用することも考えられるが、それには次のような問題がある。まずドールの場合、入手しやすいもののほとんどが小型であって頭部も小さいことから、ヘアスタイルのカウンセリングツールとしては適していない。カットウィッグの場合、十分な大きさがあること、人毛を使用していることなど利点は多いが、本来はカット技術練習用の模型であるため、カウンセリングツールとして用いるにはサイズの大き過ぎるきらいがある。また首から上のリアルな造形であるため、カットウィッグを見慣れていない顧客に対しては生々しい印象を与えてしまう懸念もある。さらには、「肩下 10 センチ」とか「肩下ボブ」など髪と肩との位置関係が把握できないという点においても従来のカットウィッグはカウンセリングツールとしては適していない。

40

【0004】

考案者は、カウンセリングツールに適したビューティーイメージ模型を提案している（特許文献 1 参照）。この模型は女性の姿形を模造したものであり、頭部は実際の大きさより小さめに造形され、肩部はさらに小さめに造形されている。

50

【先行技術文献】

【特許文献】

【0005】

【特許文献1】実用新案登録第3221941号公報

【考案の概要】

【考案が解決しようとする課題】

【0006】

考案者は、前述のビューティーイメージ模型にさらなる改良を加え、美容サービスの提供におけるカウンセリングツールとしてだけでなく、周囲に和やかな雰囲気や楽しい会話を演出するコミュニケーションツールとしての機能を向上させたビューティーイメージ模型を創作した。

10

【課題を解決するための手段】

【0007】

本考案は、ビューティーイメージ模型であり、女性の姿形を小さめに模造した頭部、頸部および肩部を備え、女性の身体の造作と比較して前記肩部が小さめに造形され、女性の顔面の造作と比較して目は大きめに、鼻と口は小さめに造形されていることを特徴とする。

【0008】

また、交換可能なウィッグを備えることを特徴とする。

【0009】

また、前記ウィッグが、前記頭部に植設された毛髪を被覆するように装着されることを特徴とする。

20

【0010】

また、瞳を描画する位置の目安となるガイドが設けられていることを特徴とする。

【0011】

また、瞳の中に桜または梅の花弁が描画されていることを特徴とする。

【考案の効果】

【0012】

本考案のビューティーイメージ模型は、実際の女性の姿形をデフォルメして模造し、見る者にドール的な印象を与えるように造形されているので、楽しみながらカットやメイク技術の習得ができる練習台として、また美容サービスを提供する側と受ける側の両方を笑顔にするカウンセリングツールとして、さらには周囲に和やかな雰囲気や楽しい会話を演出するコミュニケーションツールとして、様々なコミュニケーションの場において使用することができる。

30

【図面の簡単な説明】

【0013】

【図1】ビューティーイメージ模型の一形態の全体像を示す図

【図2】ビューティーイメージ模型の他の形態の全体像を示す図

【図3】ビューティーイメージ模型の他の形態の全体像を示す図

【考案を実施するための形態】

【0014】

以下、本考案のビューティーイメージ模型の実施形態について、添付の図面を参照しながら説明する。

40

【0015】

図1はビューティーイメージ模型の全体像を示している。ビューティーイメージ模型10は、人体の頭、頸および肩に相当する3つの部位（各々、頭部12、頸部14、肩部16という。）と、頭部12に装着されるウィッグ18で構成されている。

【0016】

頭部12には人体を模したフェイス（目、鼻、口の各パーツおよびその周辺部）が形成されている。実際の女性の顔の造作と比較すると目は大きめで鼻と口は小さめであり、ドールに特有の親しみやすい造形である。ビューティーイメージ模型10の口元はアルカイツ

50

クスマイルと呼ばれる穏やかな微笑を湛えた表情を基調としている。アルカイクスマイルは古代美術の彫像などにその例がみられる特徴的な表情であり、僅かに口角を上げた口元の造形が観る者に心の安らぎを与える。

【0017】

ビューティーイメージ模型10のフェイスの色調は日本人の女性に多い肌の色に調整されているので、実際に女性が使用する化粧品を使ったメイクアップを施すことができる。なお、図2に示すビューティーイメージ模型20は、実際の女性の顔の造作により近いバランスで造形されたものである。このビューティーイメージ模型20を用いることで、よりリアルなメイク技術を習得することができる。

【0018】

ビューティーイメージ模型10の瞳には輝きを表現するために桜や梅の花弁をモチーフとしたデザインが施されている。これによりドールとしての印象がより高められている。なお、図3に示すビューティーイメージ模型30は、使用者自身が瞳を描画するタイプのものであり、瞳を描画する位置の目安となるガイドが予め設けられている。ビューティーイメージ模型30には薄いグレイで瞳の位置が示されており、これを目安にしながら好みの瞳に彩色加工することができる。

【0019】

ウィッグ18は面ファスナーや虫ピンなどの剥離可能な接合手段を用いて頭部12に装着する。ウィッグ18は簡単に交換することができるため、例えば、ビューティーイメージ模型10をカット技術習得の目的で使用する場合、練習後のウィッグ18を新しいものと交換すれば、ウィッグのコスト負担だけでビューティーイメージ模型10を何度でも使用することができる。また、予めいくつかのバリエーションのウィッグを用意しておけば、ビューティーイメージ模型10をヘアスタイルのカウンセリングツールとして用いることができる。この場合、ウィッグ18を頭部12に固定する必要はないので、面ファスナー等は用いずにウィッグ18を載せ換えるだけでもよい。

【0020】

なお、ウィッグ18の着脱の容易さの観点からは、頭部12には毛髪（人毛もしくはフェイク人毛）が植設されていない方が好ましいが、予め植設されていても特段の問題はない。植設された毛髪の上からウィッグ18を装着するときは、毛髪を頭頂部に集めて束ねておき、そこにウィッグ18を被せるように装着する。頭部12に毛髪が植設されているとウィッグ18を外したときでもドール的な可愛らしさが増して好ましいのであるが、その分だけ材料費と工数が嵩むためコスト面からは不利になる。

【0021】

ビューティーイメージ模型10は、軟質のポリ塩化ビニルを素材としたソフトビニールによって外郭が形成され、その内側に軟質ウレタンが充填されている。ビューティーイメージ模型10は実際の女性の姿形と比較して小さめのサイズに造形されている。具体的には高さが約23cm、幅が約16.5cm、奥行きが約10cmである。

【0022】

ビューティーイメージ模型10は、女性の実際の身体バランスと比較して肩部16が小さめに造形されていることにも特徴がある。具体的には、成人女性の頭囲の平均値が概ね55cmであるのに対し、頭部12の頭囲は約35cmであり、ビューティーイメージ模型10の頭囲は対人体比で約65%の大きさとなる。一方で肩部16の幅は約16.5cmであり、成人女性の肩幅を40cmとすると、ビューティーイメージ模型10の肩幅は対人体比で約40%の大きさとなる。このように、ビューティーイメージ模型10は頭部12に対して肩部16の比率が小さくなるように造形されているため、マネキン人形やカットウィッグのような実物に近づけたリアルな存在感ではなく、愛玩用のドールのような愛らしい印象を見る者に与える。また、特に肩幅のサイズを小さく抑えることで、ビューティーイメージ模型10の持ち運びや移動が容易になるだけでなく、製作にかかるコストを抑えることができ、さらには保管コストや輸送コストも抑えることができる。

【0023】

10

20

30

40

50

ビューティーイメージ模型10は実際の女性の姿形と比較して小さめのサイズ感であり、頭部に対して肩幅が狭く、さらには親しみやすい表情を湛えていることから、カウンセリングのときに間近に寄せられても変な圧迫感や違和感を与えられることはない。また、小さめのサイズ感であることにより、近くに置かれても全体を容易に俯瞰することができるというメリットを挙げることができる。これはカウンセリングツールとしては特に重要なポイントである。小さめではあるが肩部が設けられているので、ここにネックレスやショールなどの服飾を添えるなどして全体のバランスの中で髪型やカラーリングを決めていくことができる。

【0024】

ビューティーイメージ模型10はカウンセリングツールとして用いることができるが、さらに一歩進んで双方向のコミュニケーションを円滑化するコミュニケーションツールとして位置付けることもできる。ビューティーイメージ模型10に特有の親しみやすい造形が周囲に和やかな雰囲気を出し出すことで、サービスを提供する側と受ける側、レッスンする側とされる側、ドールとして愛玩する家族間のコミュニケーションが促進される。

10

【0025】

ビューティーイメージ模型10は、以下に示すような別の用途においてもその機能を十分に発揮することができる。第1に、従来のカットウィッグと同様に技術修練の用途に使用することができる。カットウィッグより優れている点としては、ウィッグの交換が可能であること、ヘアスタイリングだけではなく自在なメイクアップが可能であること、ヘアスタイルやメイクに合わせた着こなし等のトータルコーディネートを学ぶことができることなどが挙げられる。また従来のカットウィッグと比較するとコンパクトなので持ち運びも容易である。

20

【0026】

第2に、美容サロンのイメージキャラクターやサインージとして使用することができる。例えばビューティーイメージ模型10に派手で華やかなヘアスタイリングやメイクアップを施し、人目に付くところなどに展示しておくことで、美容サロンの存在を示す目印として宣伝効果も期待できる。

【0027】

第3に、美容サロンやアーティストのオリジナル商品として使用することができる。従来、美容サロンはカットやメイクなどの美容サービスを提供することがビジネスの中心であり、商品販売としては美容グッズや化粧品等を扱う程度であった。ビューティーイメージ模型10は美容従事者の最高の技術や独創的なセンスを余すところなく表現するアート素材ともなり得るものであり、美容分野において従来にないビジネスツールとしての用途が期待される。また顧客の要望に応じて制作するオーダーメイド商品の素材としても使用することも可能である。

30

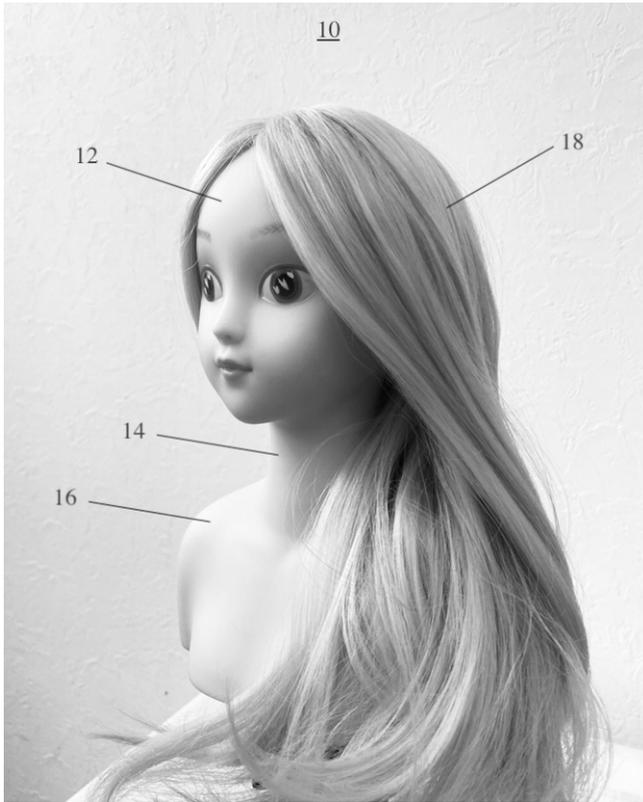
【符号の説明】

【0028】

- 10 ビューティーイメージ模型
- 12 頭部
- 14 頸部
- 16 肩部
- 18 ウィッグ

40

【 图 1 】



【 图 2 】



【 图 3 】



【手続補正書】

【提出日】令和2年12月28日(2020.12.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】実用新案登録請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【実用新案登録請求の範囲】

【請求項1】

女性の姿形を小さめに模造した頭部、頸部および肩部を備え、
女性の身体の造作と比較して前記肩部が小さめに造形され、
女性の顔の造作と比較して目は大きめに鼻と口は小さめに造形されていることを特徴とする、

ビューティーイメージ模型。

【請求項2】

交換可能なウィッグを備える、
請求項1に記載のビューティーイメージ模型。

【請求項3】

前記ウィッグが前記頭部に植設された毛髪を被覆するように装着される、
請求項2に記載のビューティーイメージ模型。

【請求項4】

瞳を描画する位置の目安となるガイドが設けられている、
請求項1乃至3の何れかに記載のビューティーイメージ模型。

【請求項5】

予め描画された瞳の中に桜または梅の花弁が描画されている、
請求項1乃至3の何れかに記載のビューティーイメージ模型。